

議第3号議案

令和4年12月13日

伊奈町議会議長 永末厚二様

提出者 伊奈町議会議員

佐藤弘一

賛成者 伊奈町議会議員

五味雅美

賛成者 伊奈町議会議員

戸張光枝

伊奈町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、地方自治法第112条及び伊奈町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

議第3号議案

伊奈町議会委員会条例の一部を改正する条例

伊奈町議会委員会条例（平成元年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「生活安全課」を「コミュニティ推進課、危機管理課」に改め、「消防本部、消防署」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提 案 理 由

伊奈町課設置条例（平成8年条例第7号）が改正されるため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議第3号議案 参考資料

伊奈町議会委員会条例 新旧対照表

改正前	改正後
第1条 略 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務建設産業常任委員会 8人 企画課、秘書広報課、総務課、<u>生活安全課</u>、<u>税金課</u>、<u>税務課</u>、<u>収税課</u>、<u>アグリ推進課</u>、<u>元気まちづくり課</u>、<u>土木課</u>、<u>都市計画課</u>、<u>上下水道課</u>、<u>DX推進・新庁舎整備室</u>、<u>住民相談室</u>、<u>工事検査室</u>、<u>会計課</u>、<u>消防本部</u>、<u>消防署</u>、<u>議会事務局</u>、<u>選挙管理委員会</u>、<u>監査委員</u>、<u>公平委員</u>、<u>農業委員会</u>及び<u>固定資産評価審査委員会</u>の所管に関する事項、一般会計予算のうち歳入に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (2) 文教民生常任委員会 8人 住民課、社会福祉課、いきいき長寿課、子育て支援課、保険医療課、健康増進課、環境対策課、人権推進課及び教育委員会の所管に関する事項	第1条 略 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務建設産業常任委員会 8人 企画課、秘書広報課、総務課、<u>コミュニティ推進課</u>、<u>危機管理課</u>、<u>税務課</u>、<u>収税課</u>、<u>アグリ推進課</u>、<u>元気まちづくり課</u>、<u>土木課</u>、<u>都市計画課</u>、<u>上下水道課</u>、<u>DX推進・新庁舎整備室</u>、<u>住民相談室</u>、<u>工事検査室</u>、<u>会計課</u>、<u>議会事務局</u>、<u>選挙管理委員会</u>、<u>監査委員</u>、<u>公平委員</u>、<u>農業委員会</u>及び<u>固定資産評価審査委員会</u>の所管に関する事項、一般会計予算のうち歳入に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (2) 文教民生常任委員会 8人 住民課、社会福祉課、いきいき長寿課、子育て支援課、保険医療課、健康増進課、環境対策課、人権推進課及び教育委員会の所管に関する事項

第3条から第28条まで 略

第3条から第28条まで 略